

八戸市農業委員会 7 月総会議事録

日時：令和8年7月10日（金）午後3時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 18 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 欠	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 20 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 欠	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 （欠員）	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農業経営支援GL 平脇 千秋、
主幹 小井川 健、主査 矢田 一輝、主査 橘 陽平、主事 和山 翔紀、主事 大橋 康平

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
久保事務局長	事務局の久保から御報告いたします。 本日は、阿達委員、鈴木推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。 次に、本日の議案のうち、議案第 30 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につきましては、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。 〇〇委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。
久保事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、永田 章彦 推進委員の御発声に続いてお願いいたします。 【憲章唱和】
久保事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	皆様、本日はお忙しい中、また暑い中を御出席いただきましてありがとうございます。今日は報告したいことがありまして、会議室の入り口に、先日総理官邸でいただいてまいりました内閣総理大臣表彰の賞状と盾を飾らせていただきました。男女共同参画社会づくり功労者ということで皆様から会長にいただいたおかげでこの賞をいただくことができました。本当にありがとうございます。この賞は皆様が私を会長にしてくださったことによって受けられた賞です。皆様

がこの賞をいただいたという思いで今回飾らせていただきましたのでこれは皆様お一人お一人が受けられた賞でございますのでどうぞよろしくお願いいたします。もう一つは、6月の下旬に開かれました青森県農業会議理事会において、県の会長の職を承ってまいりました。大変な重責ではありますが、経緯を話しますと、前から前会長の福士会長からお願いしたいという話を受けておりまして、先延ばし先延ばしできたのですけれども、理事会には三八協議会の代表として出席しておりますので、三八協議会の皆さんにもこのようなお話があるのですけれどもというお話をしたら、三八がいつとれるか、せっかくのチャンスなので是非受けてほしいということで、皆様からのお願いのお言葉をいただきましたのでいろいろな方々と話し合いながら悩んで決断させていただきました。事後報告のようになりますけれども、青森県農業会議が一般社団法人ということで6月に理事会がありますので、これから私たち改選で15日に組織会があるわけですが、順番が変だなと思う方がいらっしゃるかもしれませんが、そういう事情がありますので何とかよろしくお願いいたします。これからもよろしくお願いいたします。

それでは本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようによろしくをお願いいたします。

それではただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、

2 番 澤向敏一委員、13 番 田名部浩委員の両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 27 号、八戸市農業委員会規程の一部を改正する規程

会長

についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

平脇 G L

それでは、事務局の平脇から、議案第 27 号、八戸市農業委員会規程の一部を改正する規程について御説明いたします。

資料は、別冊としてお配りしておりまして、右上に総会資料 別冊 1 と記載された両面印刷の A 4 縦で 4 枚 8 ページのものとなります。

はじめに、八戸市農業委員会規程でございますが、本規程は、法令、条例その他別に定めのあるものを除くほか、八戸市農業委員会の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

今回の改正理由は、農林水産部における令和 8 年度の機構改革に伴い、名称が変更となったグループがあったことから、所要の改正をするためのものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、資料の 3 ページをお開き願います。

改正部分は、下線で引かれている部分となりますが、第 2 条第 2 項第 1 号及び第 4 条第 1 号中の農政グループを農業経営支援グループに改めるものでございます。

なお、この規程の改正につきましては、公布の日より施行するものでございます。

最後に、この議案は、本来でありますと機構改革後、速やかに提出すべきでございましたが、事務局の不手際によりこの時期での議案提出となりましたことをお詫び申し上げますとともに、今後は、このようなことがないように十分注意し

てまいりますことを申し添えいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

会長

次に、日程第 3、議案第 28 号、八戸市農業委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

平脇 G L

それでは、事務局の平脇から、議案第 28 号、八戸市農業委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する規程について御説明いたします。

資料は、別冊としてお配りしておりまして、右上に総会資料 別冊 2 と記載された両面印刷の A 4 縦で 2 枚 4 ページのものとなります。

はじめに、本規程の内容について御説明いたします。本規程は、八戸市農業委員会が保有する行政文書の開示及び行政文書の開示の状況の公表に関して、八戸市の規則の例によるものと定めているものでございます。

今回の改正の理由は、準用する規則の題名に係る規程の整備をするためのものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、資料の 3 ページをお開き願います。

改正部分は、下線が引かれている部分となりますが、市長が保有する行政文書の開示に関する規則を市長が保有する行政文書の開示等に関する規則に改めるものでございます。

なお、この規程の改正につきましては、公布の日より施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

会長

次に、日程第 4、議案第 29 号、八戸市農業委員会事務局長が専決できる軽易な事項の指定の一部改正についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

平協 G L

それでは、事務局の平協から、議案第 29 号、八戸市農業委員会事務局長が専決できる軽易な事項の指定の一部を改正することについて御説明いたします。

資料は、別冊としてお配りしておりまして、右上に総会資料別冊 3 と記載され

た両面印刷のA4縦で2枚4ページのものとなります。

はじめに、八戸市農業委員会事務局長が専決できる軽易な事項の指定につきまして、その内容を御説明いたします。この専決事項の指定は、八戸市農業委員会規程第6条第1項第8号において規定されておりますが、農業委員会における法令業務のうち、農地の相続等による権利移動の届出や、市街化区域内における農地転用の届出に関することについては、その事務処理が軽易なものであることから、事務局長が専決できる事項として総会の議決により指定しているものでございます。

今回の改正の理由は、令和4年5月に成立・公布され、翌年10月1日に施行されました農地法の一部改正に伴い、所要の改正をするためのものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、資料の3ページをお開き願います。

改正部分は、下線が引かれている部分となりますが、引用しております農地法に規定されている条項号のずれを修正するもので、専決事項の内容には変更がないものでございます。

なお、この専決事項の指定の改正につきましては、議決日より有効となるものでございます。

最後に、この議案は、本来でありますと農地法の一部改正が施行となりました令和5年10月1日以降速やかに提出すべきでございましたが、事務局の不手際によりこの時期での議案提出となりましたことをお詫び申し上げますとともに、今後は、このようなことがないように十分注意してまいりますことを申し添えいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

会長

次に、日程第 5、議案第 30 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたしますが、本議案の中には、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定の議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案に係る審議の間、〇〇委員は退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

進行

それでは、〇〇委員が当事者となっている事案について、調査を担当された委員から、説明をお願いいたします。

岩崎推進委員

岩崎から報告いたします。去る 6 月 26 日、寺沢農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 51 番を調査してまいりました。資料の 3 ページをお開き願います。

3 条 51 番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受入は規模拡大のため、渡入は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受入の作付計画は、水稻です。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 1 k m、耕作道あり、受入の耕作地なし、農地集団化あり、

宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は、女1人で、農業専従者です。農機具保有状況について、乾燥機5台、トラクター4台、田植機、コンバイン、軽トラックを各1台所有しております。

なお、この案件は、受人が農地所有適格法人として農地の所有権を取得するもので、受人は農地所有適格法人の要件である組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件の全てを満たしており、現時点では要件に適合していることを確認しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

進行

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

進行

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本事案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

進行

御異議なしと認めます。

よって、本事案は許可することに決しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

(〇〇委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、調査を担当されました委員から、説明をお願い

いたします。

木村推進委員

木村から報告いたします。去る6月26日、寺沢農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号43番と番号44番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条43番

まず、番号43番について報告いたします。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、親族です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。申請者の過去3年間にける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は10km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は5年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人で、兼業者です。農機具保有状況について、トラクターおよびトラック各1台を祖父より借用する予定とのことです。

3条44番

続きまして、番号44番について報告します。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間にける農地の取得・売却事例は、受人が令和6年9月、令和7年12月、令和8年1月、2月、4月及び5月に、いずれも田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は10km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、すべて兼業者です。農機具保有状況について、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上村推進委員

上村から報告いたします。去る6月26日、寺沢農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号45番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条45番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、陸稲です。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は5km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況について、軽トラックを1台所有しており、噴霧器、コンバイン、草刈機を各1台購入する予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

西推進委員

西から報告いたします。去る6月26日、坂下農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号46番から番号48番までを調査してまいりました。資料の2ページをお開き願います。

3条46番

まず、番号46番について報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ピーマンです。受人は65歳以上で、後継者は知人です。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例はありま

せん。申請地周囲の状況ですが、通作距離は0mで、隣接する自宅からの距離となっております。耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、うち、農業専従者は女1人で、兼業者は男1人です。農機具保有状況について、トラクターおよび軽トラックを各1台所有しております。

3条 47 番

続きまして、番号47番について報告します。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、葉たばこです。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例は、ありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は0mで、隣接する自宅からの距離となっております。耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は25年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女2人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況について、トラクター、軽トラックを各2台、田植機を1台所有しております。

3条 48 番

続きまして、番号48番について報告します。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けは2,852㎡の畑のみありで、譲受人へ貸付けております。申請地における受人の作付計画は、葉たばこです。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例は、ありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は0mで、隣接する自宅からの距離となっております。耕作道は2,852㎡の畑のみありで、8,016㎡の畑については、隣接する土地の所有者から通行承諾書を得ております。また、5,697㎡の畑については、隣接する受人所有の土地を通じて耕作するとのことです。受人の耕作地は、5,697㎡の畑のみなし、農地集団化なし、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は47年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女2人で、うち農業専従者は、

男 1 人、女 2 人、兼業者は、男 1 人です。農機具保有状況について、トラクター 3 台、田植機 2 台、軽トラック、バックホウ、幹刈機を各 1 台所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村推進委員

木村から報告いたします。去る 6 月 26 日、寺沢農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 49 番を調査してまいりました。資料の 3 ページをお開き願います。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 49 番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、いちごです。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、受人が令和 8 年 4 月に田を新規就農のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 15 k m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は 20 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人、女 1 人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況について、トラクター、畝立機、除雪機を各 1 台所有しており、トラクター、畝立機を各 1 台、祖父から借用する予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

岩崎推進委員

岩崎から報告いたします。去る 6 月 26 日、寺沢農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 50 番を調査してまいりました。この案件は、受人が自ら設置・運営する社会福祉施設の利用者に対して、社会福祉事業の一環として、農作業を通じた工賃上昇と体力増進を目的に農地を取得するものです。法人は、通常の場合、農地所有適格法人の要件を満たさなければ、農地を取得することができませんが、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハの規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人が、当該目的のために必要があり利

用するものと認められる場合は農地を取得することができ、受人はこの規定に該当しております。

3条 50 番

調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は、親族です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は社会福祉事業のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、白菜、大根、じゃがいも、枝豆、ピーマン、なすです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は0.4km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は18年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農地の管理や収穫等の農作業は、施設の利用者5人で行うとのことです。農機具保有状況について、トラクターおよび軽トラックを各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

西推進委員

西から報告いたします。去る6月26日、坂下農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号52番と番号53番を調査してまいりました。資料の4ページをお開き願います。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 52 番

まず、番号52番について報告します。

調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ブルーベリー、ねぎ、大根、そばです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和6年4月に畑を労力不足のため売却、令和8年2月に畑を規模拡大のために取得しております。また、渡人が令和8年2月に畑を労力不足のため売却しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は2km、耕作道はありませんが、接道している受人所有の土地を通じて耕作するとのことです。受人

3条 53 番

の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は 20 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人で、農業専従者です。農機具保有状況について、トラクター、草刈機、軽トラックを各 1 台所有しております。

続きまして、番号 53 番について報告します。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ねぎです。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、渡人が令和 8 年 4 月に田、畑を労力不足のため贈与しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 0 m で、隣接する自宅からの距離となっております。耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 2 人、女 1 人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況について、トラクター、軽トラックを各 1 台所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上村推進委員

上村から報告いたします。去る 6 月 26 日、坂下農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 54 番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 54 番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 3 k m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 3 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人で農業専従者です。

農機具保有状況について、コンバイン3台、トラクター、耕運機、草刈機を各2台、田植機1台を兄から借用する予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本事案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本事案は許可することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、議案第31号、令和8年度第4号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、農業政策課から説明をお願いいたします。

橘主査

農業政策課の橘から御説明いたします。資料5ページを御覧ください。

今回の利用権設定件数は賃貸借7件、使用貸借10件の計17件、借り手及び貸し手の人数は、借り手10名、貸し手14名、利用権設定面積は141,776㎡です。

公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものです。借り手及び貸し手の住所氏名、利用権を設定する土地の表示等は資料記載のとおりです。

促進計画 1 番	番号 1 番はニンニクを作付けするために 4 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 9,600 円です。
促進計画 2、3 番	番号 2 番と 3 番は同一の借り手が水稻を作付けするために、番号 2 番は 1 年間の使用貸借を、番号 3 番は 1 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 7,600 円です。
促進計画 4～9 番	番号 4 番から 9 番は同一の借り手がピーマンを作付けするために 5 年間使用貸借するものです。
促進計画 10 番	番号 10 番は養蜂のために 5 年間使用貸借するものです。
促進計画 11 番	番号 11 番は水稻を作付けするために 3 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 10,000 円です。
促進計画 12 番	番号 12 番はさつまいもを作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 10,000 円です。
促進計画 13～15 番	番号 13 番から 15 番は同一の借り手が水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するものです。番号 13 番は 10a 当たり 3,000 円、番号 14 番は 10a 当たり 240,000 円、番号 15 番は 10a 当たり 10,000 円です。
促進計画 16 番	番号 16 番は水稻を作付けするために 20 年間使用貸借するものです。
促進計画 17 番	番号 17 番は牧草を作付けするために 10 年間使用貸借するものです。 市の公告年月日は令和 8 年 8 月 20 日を予定しています。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 谷地委員どうぞ。
谷地委員	14 番ですが、どのような内容で 10a 当たり 240,000 円になったのでしょうか。
橘主査	当該農地は八戸西病院駐車場に隣接し、受け手は、八戸西病院も所属する SG グループ系列の法人であり、これまでは相対契約を結んでおりました。将来の駐車場拡張の可能性を考慮し、受け手側から出し手側に対し月 4 万円の額を提示し、お支払いしておりました。これを引続き農地バンクを介して契約したいとの

ことです。

谷地委員

田んぼの作付けはするのでしょうか。

橘主査

はい、これまでも作付けしており、農地バンク契約後も作付けすると伺っております。

会長

他にございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適当」である旨、八戸市長に回答いたします。

日程第 7

会長

次に、日程第 7、議案第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

坂下委員

坂下から報告します。去る 6 月 26 日、寺沢委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 8 番を調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。

借人及び貸人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条8番

調査には、借人及び貸人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、1年間の使用貸借です。転用目的は、作業ヤードです。実施計画は、農地転用許可日から令和9年7月14日までの1年間の一時転用で、長苗代駅のホーム改良工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地を鉄板敷きします。立地条件は、長苗代駅から北側約30mに位置し、田、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第8

会長

次に、日程第8、報告第25号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

和山主事

事務局の和山から御報告いたします。この案件は、相続等届出の6月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料11ページの番号79番から資料14ページの番号90番までの計12件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はいずれも無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

会長

次に、日程第9、報告第26号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について及び日程第10、報告第27号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

矢田主査

事務局の矢田から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の6月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の15ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条2、3番

番号2番、番号3番、転用目的は宅地拡張でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の17ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条34、35番

番号34番、番号35番、転用目的は宅地拡張でございます。

5条36番

番号36番、転用目的は、住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条37番

番号37番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条38番

番号38番、転用目的は建売住宅5棟建築でございます。

5条39番

番号39番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条40番

番号40番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第7

次に、日程第11、報告第28号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事

事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の6月分でございます。資料の21ページを御覧願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 19 番

番号 19 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 20 番

番号 20 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 8 年 7 月 16 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会午後 4 時 27 分)